

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第12回）状況分析・提言（案）

（令和2年5月1日）【抜粋】

4.（3）引き続き、「徹底した行動制限」が求められる地域における留意事項

- 感染状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準に達するまで、引き続き、「徹底した行動制限」が求められる。
- 他方で、対策の長期化に伴い、市民生活への多大なる悪影響や、「自粛疲れ」が懸念される。感染拡大を収束に向かわせていくためには、市民の持続可能な努力を求めていく必要があることから、特に社会的に必要性が高い活動であり、かつ様々な工夫により感染リスクを十分に下げられる事業などについては、制限を一部徐々に緩和していくことも検討していく必要がある。
- その一例として、学校や公園等の取扱いについて検討していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月4日）【抜粋】

（3）まん延防止（5）学校等の取扱い

- 文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」、及び5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等において示した臨時休業の実施に係る考え方について周知を行い、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。
- 都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について

(政府の「緊急事態宣言」延長期間（令和2年5月11日（月）から5月31日（日）まで）の対応)

「学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会」提言

(令和2年5月1日)【抜粋】

- 現在のように、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続ければ、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。
- 社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るために、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。

文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」(通知) (令和2年5月1日)【抜粋】

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の対象区域とされるなどに伴い、学校の臨時休業を続けざるを得ない地域においても、ＩＣＴを最大限活用しながら、感染症対策を徹底した上で、分散登校（児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行う日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について

(政府の「緊急事態宣言」延長期間（令和2年5月11日（月）から5月31日（日）まで）の対応)

府立学校

1 措置について

5月11日（月）から5月31日（日）までの間を臨時休業とする。

- ・ 臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や府域の感染状況により変更する場合がある。

2 臨時休業期間中の対応

新型コロナウイルス感染症にともなう臨時休業が長期に及ぶことから、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、登校日を設定する。

- (1) 児童生徒等に対し週に1～2回の登校日を設定する。

※ 府立高校は、5月11日からの第1週目は1回とし、段階的に回数を増やしていく。

※ 支援学校は、週に1回の登校日から開始し、障がい種別の状況に応じて対応する。

※ 登校しない場合でも、欠席扱いとはしない。

- (2) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握する。

- (3) 学校行事や通常の授業、部活動は行わず、毎週の学習課題の提示や学習状況の確認を行う。

また、感染拡大防止のための措置を講じたうえで、健康診断、オリエンテーション等を実施することができる。

- (4) 新入生については、学校生活に慣れるという観点で内容等を工夫する。また、最終学年の児童生徒については、進路に係る不安に配慮した、丁寧な対応に努める。

- (5) 1教室あたりの人数は10人～15人程度とし、分散登校により行う。また、活動終了後は速やかに下校させる。

分散登校の例：・1年：月曜日 午前：奇数クラス 午後：偶数クラス

・支援学校では、学部や学年毎に曜日を変える 等

- (6) 公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。支援学校の通学バスは運行する。

- (7) 学校での滞在時間は2時間程度とする（個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長）。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について

(政府の「緊急事態宣言」延長期間（令和2年5月11日（月）から5月31日（日）まで）の対応)

市町村立学校

1 措置について

5月11日（月）から5月31日（日）までの間を臨時休業とする。

- ・ 臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や府域の感染状況により変更する場合がある。

2 臨時休業期間中の対応

① 登校日について

- (1) 児童生徒等に対し、登校日を設定する。 ※5月11日の第1週目は1回とし、段階的に週2回程度に増やしていく。
- (2) 分散登校とするため、学年や学級ごとに登校する曜日等を決める。登校しない場合でも欠席扱いとはしない。
- (3) 1学級を2～3教室に分割するなど、1教室あたりに参集する人数は10～15人程度とする。
- (4) 学校での滞在時間は2時間程度とする（個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長）。
- (5) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握し、必要な対応を行う。
- (6) 新入生が学校生活に慣れること、また、卒業学年児童生徒が進路等に不安がないよう配慮する。
- (7) 学校行事、通常の授業や部活動は行わず、学習課題の提示や確認、軽い運動やリクリエーション等を行う。一度に多くの児童生徒が集中して登校しないよう、学年の人数等により登校日を設定。受け入れ準備と登校日における子どもの対応を教職員で共通理解を図り、子どもの安心・安全を守るために組織的な対応を要請。

例) «小学校»

«中学校»

月木：1・4・6年 月木：奇数クラス

火金：2・3・5年 火金：偶数クラス

- ・不足教員は担任児童生徒が登校していない学年・学級の教員が補う。

- ・登下校時は地域の見守りを要請する等、安全を確保する。

② 子どもの居場所の確保

- ・登校時間以外（登校日以外も含む）は、3年生以下の子どもの居場所の確保を要請。

③ その他

- ・感染拡大防止のための措置を講じたうえで、運動場の開放、学校図書館での貸し出し機能の活用等、子どもの活動の場の工夫を要請。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について

(政府の「緊急事態宣言」延長期間（令和2年5月11日（月）から5月31日（日）まで）の対応)

3 登校日における注意事項（府立学校、市町村立小中学校共通）

- ・原則、自宅を出る時点から帰宅するまでマスクをつける
- ・こまめな手洗いを徹底する
- ・教壇から児童生徒までの距離を開ける
- ・一教室当たりの人数（10～15名程度）、席配置の工夫、机や椅子等児童生徒が共通に触れる物の清拭等に留意する
- ・音楽など飛沫が飛ぶ可能性の高い内容や、体育における人と人が接触するような活動等は行わない
- ・発症が疑われる場合の対応をあらかじめ定めておく（急な発熱の場合、個室を用意するなど）
- ・児童生徒の家族に濃厚接触者がいる場合の登校等については、個別に対応する

4 登校日中止に関する取扱い基準（府立学校、市町村立小中学校共通）

- ・教職員や児童生徒に陽性者が発現、かつ学校内に当該陽性者に係る濃厚接触者が存在する場合
→ 当該校のみ登校日を中止とする